

家隆家集成立考

——編纂意識をめぐって——

佐藤英朗

はじめに

六家集の一つ、藤原家隆の家集『玉吟集（玉二集）』は、久保田淳氏が紹介した高松宮本の奥書によつて、九条基家の手になる他撰家集であることが明確になつた。しかし、編者基家が、いかなる資料をどのような意識で編纂したのかといふことも含めて、その成立過程に関するては未だ詳かにされていない面が少くないようと思われる。まず、久保田氏が家隆家集の「原撰本」と位置づけた高松宮本の奥書を掲げる。

〔本云〕元三年冬比、任彼家草大概注置之、此中有不審事等、又漏脱歌定多歟、追有尋出事者、重可注入者也、
此集内々私所撰置也、本主不部類置之間、為末代明鏡所書置也

歌合での詠その他は部類別にと編成し直し、当然必要となる詞書・端書の類を「注置」いたのが基家の編纂作業の実態だったのではないかと推測された。⁽³⁾従うべき見解であると考えるが、なお「彼家草」の実態、「注置」・部類・排列などの意識や方法などについて、集内部を細かに検討していく作業を通じて明らかにしていく必要があると思われる。本稿では、以下に幾つかの事柄を考察しながら、基家の編纂意識の解明を試み、『玉吟集』の成立過程を照らし出す一助としたい。

『玉吟集』は、伝本系統から(1)古本系（高松宮本等）、(2)広本系（蓬左文庫本等）、(3)流布本系（六家集本等）の三類に分けられているが、その大きな差異は集前半部に置かれている定数歌の出入りあり、部類歌は旅・神祇両部の計三首の有無に關わるのみであるから、編者の編纂意識を問題にする際には、(1)のみ扱うことで差支えないと思われる。そこで本稿でも(1)の部類歌を主たる対象として考察を進めていきたい。

右は奥書の前半部分であるが、久保田氏は、「彼家草」について「本主不部類置之」というのだから「応草稿本と呼び得る形態はとつていたのだろう」と述べられ、定数歌は年代順に、小歌会・小

『玉吟集』が、私家集としてもいる大きな問題点に、他歌人の作品の混入がある。雑部冒頭、「雜歌よみける中に」という詞書のかかる四首があるが、初めの二首(5) Aなにはがた雲井に見ゆる島がくれこぎ行く舟のよそのうき雲

(二六三八)

B三輪の山杉の梢に吹く嵐神代も知らぬ月ぞ浮えゆく (二六

三九)

と同一歌と見られるものが、『藤原範宗集(郁芳三品集)』に存在する。『範宗集』(6) 雜の「建保四年仙洞百首内 雜十五首」の二首目と四首目(七〇七・七〇九)が該当歌で、同集ではAの第五句「よそのうき雲」が「あとの朝霧」に、Bの第四句「神代も知らぬ」が「神代も聞かぬ」になっている。若干の異同はあるものの、ほぼ同一歌と断定できよう。

後鳥羽院主催の百首であることからみて、範宗が家隆の歌を自分の作品として詠進した可能性はまず排除してよいと思われる。やはり、範宗の歌が『玉吟集』に収載されていると考えるのが妥当であろう。

この混入の経緯として推定できるのは、範宗が百首を詠進するに際し、前もって家隆に評を乞い、それが何らかの形で家隆の手許に残され、やがて『玉吟集』に収められたということである。範宗は順徳院の在位時代、すなわち建暦・建保期の内裏歌壇の主要メンバーの一人であり、建保三年には「内裏名所百首」の作者

にも選ばれているが、後鳥羽院歌壇を経てきた歌人達に比すると歴史はまだ浅いといえよう。一方家隆は、建保期の歌界では定家に次ぐ指導者の地位にあった。範宗が公的な百首を家隆に評してもらうことは、当時の歌壇状況から考えべきわめて自然なことである。現存する俊成・定家の「正治百首」における勘返状などから類推すると、家隆と範宗の場合も同様の形式をとったと思われる。そこで、範宗の詠草そのものではなく、写したもののが家隆のものに残ったのであろう。

ここで、両集間の異同について考えておきたい。本来同一歌句であったものが、転写の過程で誤写を生じたとも想定でき、ことにBの歌に関しては僅かな異同であり、その可能性は高い。しかし、A「よそのうき雲」と範宗歌「あとの朝霧」は一句全体が異なっており、誤写として処理してしまうのは躊躇される。異同の生じた原因として、範宗詠に対する家隆の批評という点に引き付けて臆測を述べると、Aの歌は第二句が「雲居に見ゆる」であるから、第五句「よそのうき雲」は歌病を犯していることになり、家隆にそれを指摘された範宗が「あとの朝霧」に改めたということがとなるのではないだろうか。

さて、家隆は嘉祐三(一二三七)年に八〇歳で没したが、周知のように、最晩年まで詠作活動を続けた歌人である。そして、自己の作品と他歌人のものとの類似については、たとえば寛喜頃(一二三〇前後)に詠まれたと目される「落素百首」の注記などに見られるように、老耆に陥ることなく意を用いていたことが判明している。この点から見ると、仮に家隆が自ら、いかなる形態

あれ集として自己の作品を編纂したら、その際に他人の歌を入れてしまつという錯誤を犯したとは考へにくい。奥書に言う「彼家草」には、「草稿本」のような形態のものも含まれていたかも知れないが、範宗歌の存在は、いわば「本以前のもの」とでも呼ぶべきばらばらの草稿のような形のものがあつたことを示しているのではなかろうか。それを、編纂者の基家が、他歌人のものとは気付かず収載してしまつたものであると考えられる。そしてこの二首の歌は、『玉吟集』に他にも同様に他歌人の作品が混入している可能性を示唆しているのである。

二

次に、基家が「注置」いたと見られる詞書に関して考察を進めようが、本稿では詞書全般の書式等について触れる余裕はないので、雅会主催者や贈答歌の人物表記に焦点を合わせたい。結論から述べると、詠作時点または編纂時点に統一することをせず、①「彼家草」に記してあつたものをそのまま踏襲したと考えられるもの、②奥書に見える「寛元三年」時点の呼称に改変したと考えられるもの、とに分けられ、いずれとも決定しがたいものもある。

まず①に該当すると思われるものに、雑部中の贈答歌群（二七八一～二八二〇）があげられる。たとえば元久二年の定家との贈答（二七八一・八二）の詞書「故入道三位の家集を借りて侍りしを、かくられ侍りにしのち、次の年の長月の十日余り、羽林の許に返し送る」と、つづみ紙にあしてて」や、建永元年良経急逝の折のやはり定家との贈答「三月七日攝政殿にはかに失せさせ

給ひて、又の日この御事なほ夢のやうなるよし、申し送りたる返事の奥に中将などは、人物表記のみでなく詞書全体も「彼家草」のままにしていることを窺わせる。「羽林」「中将」ともに歌が贈答された時点での定家の官名であり、「故入道三位」及び「攝政殿」も、それぞれ俊成・良経のその時点の呼ばれ方であろう。この歌群には、他に貞永元年の源大納言（通方）との贈答、承元四年の有家への贈歌、建仁三年の三位入道（俊成）との贈答、承久三年七月以後と記された遠所（後鳥羽院）への贈歌が置かれているが、先の二例から考へて、基家は人物表記も含めて詞書全体を受け継いだと思われる。なお、祝部にある二組の贈答歌（二五九二～九五）も同様に考えたい。

雅会主催者の表記で、「彼家草」のままと考えられるものに、まず「仙洞」「内裏」がある。前者は主催者が後鳥羽院であることを、後者は在位時代の順徳院であることを示している。後鳥羽院は、家隆没の二年後、延応元（一二三九）年に没し、仁治三（一二四二）年には諡号を順徳院から後鳥羽院に改められている。順徳院も仁治三年に没しているので、両院とも寛元三（一二四五）年時点では、後鳥羽・順徳という現行の呼び方で表記されてしまうべきである。「彼家草」には別の表記がしてあつたのを、基家が敢えて寛元三年に「仙洞」「内裏」に改めたとは考えられない。

同様に見なしてよいと思われるものに「三宮」「月輪殿」「前大僧正」などがある。「三宮」は高倉天皇の第三皇子惟明親王であるが、承久三（一二二一）年に没している。ちなみに『新古今』

『新勅撰』両集は、それぞれその生前と没後に編まれたものであるが、作者名は「惟明親王」である。寛元三年の時点では、表記を別るものから「三宮」へ改める理由はないであろう。すなわち、「彼家草」のままであると考えられる。

「月輪殿」という表記は、秋部二一九三に「月輪殿御会 紅葉」という詞書に一度出てくるだけである。「月輪殿」は「月輪閑白」と称された九条兼実を示していよう。「御会」という語も、貴顯の家の催しを表している。寛元三年時点では「後法性寺入道前閑白」という呼称が一般的であり、基家が「月輪殿」にしたことは考えられない。

「三番目」の「前大僧正」は慈円を指す。嘉祐元（一二二五）年に没し、慈鎮と謲されているので、これも編纂時点で「前大僧正」に改変することは有り得ないと言えよう。

以上のように、①に該当する呼称として、贈答歌の人物表記の他に、後鳥羽院・順徳院・惟明親王・兼実・慈円を表すものがあることを確認した。さらに、贈答歌群以外にも見られる「遠所」の表記も、同様であると考えられる。

次いで、②の寛元三年時点での改変が明らかなるものは、九条道家と編者基家の場合である。道家は、前述のように「入道前撰政」と表され、基家は「前内大臣」と記されている。道家の出家は暦仁元（一二三八）年で、家隆没の翌年であり、基家が内大臣を辞し、「前内大臣」と呼ばれるようになるのは、家隆没後四年経過した仁治二（一二四一）年であった。以上のことから、家隆が「入道前撰政」「前内大臣」と表記することは不可能であり、

基家が「彼家草」の詞書を寛元三年に合わせて改変したことは明らかである。

統いて、①・②のいずれにも決定しがたい表記としては、承明門院（在子）・仁和寺法親王（道助）・後京極撰政・洞院撰政・一条前太政大臣（公経）・土御門内大臣（通親）・前中納言定家卿・定家卿・前参議信成卿・兵部卿成実・経房卿・前但馬守家長・家長朝臣・八幡別当幸清法印・親成宿禰・隆祐などが見出される。

これらの表記は、家隆が生前に記すことが可能なものであると同時に、基家が寛元三年に別のものから改変した可能性も否定しきれないものである。たとえば、最初の「承明門院」については、在子が院号宣下を受けたのは建仁二（一二〇二）年正月十五日であり、『玉吟集』の「自承明門被召によりて熊野へ詠進」した三首（一二五八一～八三）が、それ以前に詠作されている場合にのみ、家隆だけでなく、基家による「承明門院」への改変の可能性も生じる。三首の詠まれたのが院号宣下以後であれば、「彼家草」のままということになろう。

次に、良経と教実の場合であるが、良経は建永元（一二〇六）年、教実は嘉祐元（一二三五）年、それぞれ家隆生前に没しており、「後京極撰政」「洞院撰政」という表記を家隆が付したとしても矛盾はない。しかし、この両者についても、基家の記載という可能性が存在する。良経の方は、家隆が良経没後表記を改める時間は十分にあったと言えようが、教実没から家隆没までは僅か二年しかなく、しかも嘉祐二年十二月には家隆は病を得て天王寺に下っているので、表記を改変する機会をもつたかどうか疑問であ

る。仮にそういう折をもつたとすれば、家隆は最晩年に「家草」の詞書に手を加えたことになるが、①で述べた「月輪殿」や「前大僧正」という、既に故人となっている者の表記にはなぜ手入れをしなかったのかという疑念が残る。

良経に関しては、家隆の改変としても、前述のように時間的に問題はないのであるが、前述の「摂政殿」という表記や良経の父兼実を「月輪殿」と表わしていることを踏まえると、「彼家草」に「後京檢摂政」とあつた可能性はむしろ低いようと思われる。

基家は、自己と兄道家だけでなく、道家の父と長男・良経と教実に関しても表記を改めたという可能性を示しておきたい。

「一条前太政大臣」⁽³⁾以下は、検討の詳細は省くが、官位に関しては家隆生前にすべて該当している。また、列記したように、定家や家長については二つの呼称が存在しており、統一させようという意識が見られない。良経・教実以外は、「彼家草」のままであると考えるのが妥当のように思われる。

三

本節では、基家によつてなされた排列について考察したい。部類歌各部を検討するど、四季部と恋以下祝・旅・雜・神祇・釋教各部では、四季部には「時間性」という軸があり、恋以下各部はその点でやや性格が異なるが、後に述べるように排列の意識共通しているものもある。そこで、ここでは紙幅の都合上、四季部でもっとも歌数の少ない夏部をサンプルとして分析していく。

『玉吟集』部類歌では、詠作機会が詞書に明示されたものと、

詞書からはいかなる折に詠まれたのか不明のものの二つに分類される。夏部についていと、「遠所にて俊頬朝臣影供侍りしに更衣を」などが前者、「夏の歌とて」などが後者になる。いま、前者をA、後者をBとし、排列順にA₁・A₂・A₃…のように示して表にすると、次のようになる。(詞書は簡略化して示す。丸括弧内はその詞書が支配する歌数)

A ₁₂	A ₁₁	A ₁₀	A ₉	A ₈	A ₇	A ₆	A ₅	A ₄	A ₃	A ₂	B ₄	B ₃	B ₂	B ₁	A ₁	
遠所にて俊頬影供「更衣」「遅桜」「早苗」	夏の歌とて	夏歌の中に「嶺郭公」「杜郭公」	古今一句をこめて夏歌	遠所にて俊頬影供「郭公」「菖蒲」「蘆橘」	同仙洞十題歌合「郭公」「菖蒲」	同影供御歌合「曉聞郭公」「松風春涼」	同十首御歌合「郭公」	建保三年内裏歌合「蘿中郭公」	同年御歌合	夏歌	仁和寺法親王会「夕郭公」	入道前摂政家歌合「轄中郭公」	経房卿家歌合「初郭公」			
(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(3)	(3)

A ₁ · B ₁ ↗ B ₄ · A ₂ ↗ A ₅ · B ₆ ↗ A ₂₆ · A ₁₆ ↗ A ₁₀ · B ₉ ↗ B ₁₅ · A ₂₄ · A ₂₅ · A ₂₃ · A ₂₂ · A ₂₁ · A ₂₀ · A ₁₉ · A ₁₈ · A ₁₇	B ₉	A ₂₆	A ₂₅	A ₂₄	A ₂₃	A ₂₂	A ₂₁	A ₂₀	A ₁₉	A ₁₈	A ₁₇	A ₁₆	B ₈	B ₇	B ₆
互に排列し変化をもたせながらも、群にまとめてることで、両方が 雜然と混合しないように意図していることがわかる。A ₁ のみ群で	古今一句をこめて夏歌	夏の歌として	前内大臣家会「夏社」(3)、「河辺螢」「江螢」 遠所にて俊頬影供「水辺螢」「閏六月」「夕蟬」 「荒和祓」	庚申夜仙洞御会「夏暁」	後京極攝政家詩歌合「水辺涼自秋」	同家御会「竜田河夏」	前内大臣家にて「夏夕山」	同家会「夏杜夕雨」「夏旅睡裏」「夏山朝松」 又同家会「海上螢」	又十首会「夏野月」「水宿螢」	前参議信成卿北野社会「夏向泉」	前中納言定家卿(余)「二上山夏」「三輪山夏」 住吉にて隆祐会「夏浦夕」	古今一句をこめて夏歌	夏の歌として	古今一句をこめて夏歌	五 月 雨 歌
(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)

前内大臣家会「朝菖蒲」「夕郭公」
同家にて「郭公」
前但馬守家長会「侍郭公」
夏歌とて

古今一句をこめて夏歌

(一九六一)

はなく単独で冒頭に置かれているが、A₁の一首目の題が「更衣」で、夏の到来を告げる歌であり、他のA歌群には初夏の題をもつものがないので、独立した形になったのであろう。この冒頭歌に對し、B₁₀の末尾の一首は

来めやとも今は待たれず郭公よのみぞぎの水無月の空

(一九六一)

という「水無月祓」を詠んだ歌で、言うまでもなく夏の終りを表している。右の冒頭歌と末尾歌が端的に示しているように、排到の基本意識としては季節の推移に沿おうとしており、勅撰集や部類歌をもつ先行家集と同様である。

しかし、『玉吟集』では、この基本意識が徹底されていない。

同一の歌合や歌会への複数の出詠歌は、主題によって分離するといふことを行なはず、そのまま並べて配置しているため、そこで季節の流れに齟齬が生じているのである。具体的にA₂～A₁₅についてみると、題からも明らかのように、それぞれに郭公を詠んだ歌が含まれており、題詠ではないA₇・A₉でもA₇あかなくやさらへ空の郭公夏くははれる年もまれなり

(一八九二)

A₉月にとふ大宮人の夏ごろも涼しく名のる郭公かな(一八九四)のように、郭公を主題とした歌が一首目にある。そこでA₂～A₁₅全體を、雅会出詠歌の郭公歌群と見なし得るのであるが、A₄の二首目の題「松風暮涼」やA₇・A₉のそれぞれ二首の歌A₇あかててば蟬のおりはへ夏ごろも日もゆふぐれば風ぞ涼しきA₉たまほこや陰をむ杜にやすらへばやがて曇らぬ夕立の空

などは、いわば晩夏納涼の歌であって、郭公歌群の中では異質であり、時間の推移を無視する形になつてゐるのである。

次にA群から指摘できることは、歌合・歌会への出詠歌は、その主催者の身分・地位によつて排列するといふ意識の存在である。 $A_2 \sim A_{15}$ に関してその主催者を記述すると、後鳥羽院——順徳院——三宮——仁和寺親王——道家——経房——基家——家長の順となり、 $A_{16} \sim A_{25}$ では、後鳥羽院——良経 基家——信成——定家——隆祐となつてゐる。 $A_2 \sim A_{15}$ では経房と基家が、 $A_{16} \sim A_{25}$ においては信成と定家が、最終の官位から見ると位置が逆になつてゐるといえるが、各部を参照しつつまとみると、例外は存しながらも、同一群内の排列は、天皇——皇族——廷臣となる。天皇に関しては後鳥羽院が先、順徳が後であり、廷臣はその官位順に排列していることが認められる。^[10]

A群を検討して基家の排列意識を探つてきたが、統いてB群の排列を見ていきたい。まずA群と同様に時間の推移を十分に意識していることが窺われる。A群とのスムーズな連接も意図されており、たとえばBの三首はすべて郭公歌で A_2 に移行しているし、 B_5 も A_{15} から落差を感じさせないよう郭公の歌で始められている。但し、二〇首を擁するB群「夏歌とて」の歌群に、A群にも見られた季節の推移の乱れが現れてゐる。その二〇首（一九〇四一—九二三）を以下に示す。

- ①いかにせん來ぬ夜あまたの郭公またじと思へばむらさめの空
- ②訪れよ荻の葉山の郭公田子の浦藤いまさかりなり
- ③ことしより花咲きそむる橘のいかで昔の香に匂ふらん

④晩としらする鐘のかずのまに明けやはてなん夏の夜の空

⑤なでしこの花色衣ぬぎわかれたが朝露の宿かうつらん

⑥音羽川せき入れぬ池も五月雨に蓮のたち葉はたき落としけり

⑦さとりえてしばしまどろむ短夜の夢にもたへに月はみえけり

⑧秋の色は時雨にあへぬ神奈備の山もつれなき五月雨の空

⑨いかにして今日をちぎりて菖蒲草軒のしのぶに亂れそめけん

⑩いかばかり花橋の匂ふらんとこよの人の夜半の枕に

⑪水の面にいとひし鳥もあとたえて一人ぞこほる夏の夜の月

⑫五月雨に水ある空をながめても春見し花の波ぞ恋しき

⑬ささ竹の大宮人のふしのまも短く明くるさほの山のは

⑭夏の夜はすぎのねぐらのはどもなくなく音はかなき朝鳥かな

⑮さとのあまの夏の衣をおる波の日かけもうすぐ浦風ぞ吹く

⑯小倉山鹿のたちどのしるべだにたえてかけ見ぬ五月雨の空

⑰なでしこの花のまがきにとぶ蝶も色々まじりおける露かな

⑯いしばしりをられぬ水の滝つせに夏なき浪の花ぞ散りくる

⑯しめはへし山田のしたひくちぬらん早苗もしづむ五月雨のこ

ろ

⑰五月雨はいくかあるとも玉がしは葉守の神のしめはくちせじ
主題と思われるものを抽出していくと、①郭公・②郭公・③

橘・④夏晩・⑤瞿麦・⑥五月雨・⑦夏月・⑧五月雨・⑨菖蒲・⑩

橘・⑪夏月・⑫五月雨・⑬夏晩・⑭夏朝・⑮納涼・⑯五月雨・⑰

瞿麦・⑲納涼・⑳五月雨・㉑五月雨となる。①と②が郭公で前に

連接していることは既に述べたが、⑥⑧⑫⑯⑰⑲が五月雨で、B₇

五月雨歌との連接を図るとともに、この二〇首は五月雨を基調と

した歌群として置かれたと考えられる。そこで、⑤と⑥、⑦と⑧、⑪と⑫、⑯と⑯、⑬と⑭の間の、いわば季節の逆行が目につくのであるが、この現象は『玉吟集』の原資料の問題と関わってくるようと思われる。先にA群を検討した際、同一雅会の歌は季節性を無視することになつても分離して排列することは行なつていなかつたが、ここでも同様なことが言えるのではないか。

つまり、五箇所に見られる季節の逆行は、原資料が別のもつたことの痕跡を示していると考えられるのではないか、ということである。

「彼家草」の段階で現状のB₆の形態をとっていたのか、基家の所為なのか、判断する材料はないが、いずれにせよ、異なる機会に詠まれた歌（B₆では六度と考えられる）を排列していると推定しておきたい。

四

B群の詞書は一樣でなく、「夏の歌の中に」という大雑把なもの、「郭公」「五月雨」のように結題でなく主題とも言えるもの、「嶺郭公」「杜郭公」のような結題、「古今一句をこめて」という特異なものの四種に分けられる。

「夏の歌の中に」については前節で検討を試み、「古今一句」については、成立時期と原態について別に考察した。⁽¹¹⁾本節では残りの二種に関して考えてみたい。

まず「郭公」「五月雨」であるが、この一見主題を抽出したような詞書は他の部にも見られ、各部を総合すると、貞永元（一一

三一）年に完成を見た、二〇題から成る「洞院撰政家百首」の題と一致するのである。各部からその二〇題を掲出する。（括弧内は歌数）

春 霞（7） 花（2） 暮春（5）

夏 郭公（9） 五月雨（7）

秋 初秋（8） 月（24） 紅葉（4）

冬 氷（2） 雪（3）

恋 忍恋（4） 不逢恋（6） 後朝恋（3） 遇不逢恋（4）

怨恋（4） 祝 祝（7）

旅 眺望（4） 旅（9）

雜 山家（10）

述懷（64）

各題に共通していることは、同百首を詠作したときの家隆の草稿と見られている「落素百首」「東北大本洞院撰政家家隆百首」

の歌を含んでいることである。両百首から決定稿の百首に入らなかった作品をそのままの題で『玉吟集』に置き、ある場合は他の機会の詠を大量に加え（月・述懷）、またある場合はすべて両百首の作品で占め（花・暮春・水・雪・遇不逢恋）、排列している。題によつて歌数が異なるのは、この題でまとめる際、歌数に関して統一的な考え方のなかつた結果であると思われるが、この題が排列を行なうときのメルクマールとして役立つたということは十分想像されることである。

次に「嶺郭公」「杜郭公」などの題詠歌について考えてみたい。前節のB₂・B₈にあたるが、これらの中には、もともと歌会や歌合

などで詠まれたのに、いかなる折のものか不明になり、B群に置かれたものもあるだろう。

しかし、これらの歌群には、別の推定を可能にするものも存在する。B₈の「江蟹」という題に注目したい。家隆が参加した定数歌や歌合・歌会で現在目にすることのできるものの中で、この題を有するのは、建保末頃の成立とされている「道助法親王家五十首」のみである。そこで、各部からこの五十首の題と一致するものを拾うと、行路梅・旅春雨・山中花・閑路花・庭上花（春部一二二六・一〇三〇）、夕紅葉（秋部一二〇三〇）、朝時雨・竹上霜（冬部一二二〇六・一〇七）の八題、「江蟹」と合わせて九題を見出すことができる。このうち、「山中花」「閑路花」「庭上花」は、本五十首の伝本や『玉吟集』も含めて各家集の五十首では、「山花」「閑花」「庭花」となっているが、『玉吟集』春部では、五十首題である「行路梅」「旅春雨」に続けて排列されているので、強い関連性をもつと言えるだろう。また、冬部の一二二〇六には、「冬歌あまた詠み侍りけるに」という詞書があるだけで題がないが、歌は「つま木こるしづのころの朝時雨はすもや寒き冬の山風」であり、統いて五十首題と一致する「竹上霜」の歌が置かれているで、「朝時雨」という題の脱落と見なすことができよう。

これらの事柄から、一つの可能性を想定すると、各題は本五十首にのみ見られるものであるから、部類歌の各歌は本五十首における非詠進歌と見られるのではないだろうか。ことに春・冬両部では数首が連續していることからも本五十首との関係は認めうると思われる。

前に述べた「洞院摂政家百首」の草稿である「落素百首」や「東北大本百首」の歌の存在と、右の「道助法親王家五十首」の非詠進歌と見られる作品の存在は、「彼家草」には定数歌詠進や歌合・歌会に際して発表されなかつた歌が、他にも含まれていただろうと推測させるのである。

五

以上のように、各節において、奥書に見える「彼家草」や「注置」に關わる基家の編纂意識を検討してきた。

「彼家草」については、範宗詠の混入という現象を指摘でき、家隆自身の編纂した集も存在したかもしれないが、ばらばらの草稿の類もあったことを想定し、「彼家草」の内容として、「洞院摂政家百首」の草稿歌の存在や、「道助法親王家五十首」における非詠進歌が推定できることから、詠作機会を明示していない歌の中には、定数歌や歌合・歌会の際、発表されなかつた作品が含まれているだろうと推測した。これらのこととは、基家が全歌集を志向していた証左であると思われる。

基家が行なつた「注置」——詞書の記載や排列について、詞書の人物表記は、いずれとも決定できないものもあるが、「彼家草」のままであると見られるもの、編纂時の呼称に改めたもの、とに分けられ、統一性のないことを指摘した。決定できないものに関しては、「彼家草」のままである可能性が強いものの、良経教実については、基家の改変ではないかと考へておきたい。排列については、四季部では基本意識として季節の推移を軸に

しているが、同一雅会の作品は分離させないで配置する方針を採用しているため、時間の流れに齟齬をきたしている。季節性という基本意識が徹底されていないのである。また、四季部のみではなく、恋部以下においても、雅会出詠歌は主催者の身分・地位の順に排列する意識が見られることも『玉吟集』独自のものである。

本稿で検討してきたことを大雑把にまとめるに、右のようになるが、「世家草」の形態やその扱い方も含めて、基家独自の編纂意識という問題について、ある程度解明し得たと考える。『玉吟集』の成立に関しては、編纂意識以外にも考察されなければならないことは多々残されているが、恋部以下の構成排列の詳細とともにその検討は別の機会に譲りたい。

注(1) 『藤原家隆集とその研究』に翻刻・紹介されている。なお『私家集大成』も高松宮本を底本にしている。
(2) 『私家集大成』に掲る。

(3) 注(1)に同じ。

(4) 『私家集大成』の解題など。

(5) 歌はすべて『私家集大成』による。私に濁点を打ち、適宜漢字を当てた。

(6) 『私家集大成』による。

(7) 片野達郎・安井久善『校本洞院攝政家百首和歌とその研究』所収。

(8) 公経に関しては「西園寺入道前太政大臣」という呼称が一般的であるが、「一条太政大臣」という表記も『信実集』や『古今著聞集』などに見える。

(9) たとえば『拾遺愚草』。

(10) 基家が身分・地位順に排列した理由は不明という他ないが、一つの推測をすれば、「九条家」という權門意識の現れであろうか。

(11) 拙稿「藤原家隆の古今一句歌」(「国文学研究」七十七集)
(12) 注(7)所収。